

## 花と植物癒し協会 賛助会員規約

花と植物癒し協会は2000年に設立。花、ハーブ、アロマセラピーをデイリーに生活の中に取り入れることと、生活の質の向上をコンセプトに設立。高齢化社会、ストレス社会において花、ハーブ、アロマセラピー家庭や職場におけるケアの普及活動を行う。賛助会員は規約に従うものとする。

### (目的)

この規程は、本協会の定款に基づき、賛助会員に関する事項を定める。

### (会員の種別)

本協会の会員は、賛助会員、認定会員、認定コーディネーター会員の3種とする。

### (賛助会員 入会の申し込み)

本協会に入会しようとする者は、次の入会申し込み手続きを要する。

賛助会員として入会する者は、協会が定める書類を提出後、入会申込書及び入会金、年会費を添え事務局に提出することをもって入会とする。

### (賛助会員の権利)

賛助会員は、本協会が賛助会員に対して行う次のサービスを受けることができる。

1. ハーブ、アロマセラピー商品(精油・ハーブティ)その他の資材を1割引きの賛助会員価格で購入できる。
2. 会報誌等の配信
3. 本協会主催の特別レッスン、イベントなどのご案内
4. スキンケア教室のご案内
5. 協会オリジナルの名刺作成。(有料)

### (賛助会員の義務)

賛助会員は登録内容を変更する場合は、速やかに協会が定める規定用紙にて更新手続きを行うものとする。

### (入会金及び会費)

入会金及び年会費は下記の通り、初年度は振込とし、次年度以降は口座引き落としとする。

入会金(初回のみ) ¥5,000 年会費 ¥8,000

### (賛助会員更新手続き)

1. 賛助会員は、初回申し込み以降は年会費を自動引落とし、年会費引落をもって更新とする。年会費の引落としがされない場合は賛助会員の資格は停止し、本協会が賛助会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。
2. 更新月の3か月前までに事務局への申し出がない場合は、自動的に更新となり、以後も同様とする。

### (賛助会員資格喪失と停止について)

1. 賛助会員が次の各号に該当する場合は、これを除名することが出来る。

- ① 本協会の賛助会員規約に違反したとき。
- ② 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。

- ③ 会費を3か月以上滞納したとき。
- ④ その他本協会の賛助会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- ⑤ 特定の政党やこれに類する政治団体・グループへの勧誘。
- ⑥ 宗教活動及びこれに類すると思われるグループへの勧誘。
- ⑦ マルチ商法及びこれに類すると思われるグループへの勧誘。

2. 賛助会員資格を喪失したときは、本協会の認定資格は喪失する。

**(退会)**

1. 賛助会員は、更新時期の3ヶ月前までに事務局に連絡をすることにより、任意に退会することができる。

**(既納の入会金、会費等)**

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

**(変更)**

この規程の変更は理事会の決議によるものとする。

**(理事会への委任)**

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、理事及び代表が定める。

**(コピーライト)**

本協会の許可なき場合、テキスト・写真・図案の複写利用は、著作権違法につき警告されるので注意すること。

花と植物癒し協会  
東京都中央区日本橋小網町 13-2